

請願・陳情參考資料

平成25年9月12日

地域振興部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																	
25年—17 (25.9.2)	地域振興	私学助成の充実強化等に関する意見書の提出について 鳥取市戎町505-1 一般社団法人鳥取県私立学校協会 会長 永島正道	<p>1 経常費助成について 県が私立高校等に対して経常費助成を行い、国は県に対してその一部を補助している。</p> <p>(参考1)平成24年度私立高等学校等教育振興補助金の補助実績 県補助金 1,576,894千円(生徒1人当たり 477千円) [うち国費 225,752千円(14.3%)]</p> <p>(参考2)国の予算額(私立高等学校等経常費助成費補助金)の推移 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1075 558 2105 734"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (概算要求額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>103,850</td> <td>99,850</td> <td>100,230</td> <td>100,538</td> <td>102,214</td> <td>105,930</td> </tr> <tr> <td>対前年比増減額 (率)</td> <td>0 (0%)</td> <td>Δ4,000 (Δ3.9%)</td> <td>380 (0.4%)</td> <td>308 (0.3%)</td> <td>1,676 (1.7%)</td> <td>3,716 (3.6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 耐震化関係補助について</p> <table border="1" data-bbox="1064 790 1848 925"> <thead> <tr> <th></th> <th>国補助率</th> <th>県補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震改修(補強)</td> <td>1/3~1/2</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>-</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>大規模修繕</td> <td>-</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※私立高校耐震化率(H24.4.1現在)60.8%(41位/47都道府県) (全国私学平均75.7%、全国公立平均82.4%)</p> <p>※耐震改修補助率の引き上げと改築の補助対象化を国要望中。 →文部科学省H26概算要求で耐震改築を計上</p> <p>3 高等学校等就学支援金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度(H22~) (支給年額) <ul style="list-style-type: none"> 年収350万円以上程度 118,800円 年収250万円~350万円未満程度 178,200円(1.5倍) 年収250万円未満程度 237,600円(2倍) <p>※国においてはH26予算に向けて、低所得者世帯への支援の充実や公私間格差の是正等を図るため、所得制限を導入し、奨学のための給付金制度を創設するなどの見直しを検討中</p> <p>※本県では私立中学校に通う生徒に対しても就学支援金を支給 (H22~、全国で本県のみ)</p>		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (概算要求額)	予算額	103,850	99,850	100,230	100,538	102,214	105,930	対前年比増減額 (率)	0 (0%)	Δ4,000 (Δ3.9%)	380 (0.4%)	308 (0.3%)	1,676 (1.7%)	3,716 (3.6%)		国補助率	県補助率	耐震改修(補強)	1/3~1/2	1/6	改築	-	1/2	大規模修繕	-	1/3
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (概算要求額)																														
予算額	103,850	99,850	100,230	100,538	102,214	105,930																														
対前年比増減額 (率)	0 (0%)	Δ4,000 (Δ3.9%)	380 (0.4%)	308 (0.3%)	1,676 (1.7%)	3,716 (3.6%)																														
	国補助率	県補助率																																		
耐震改修(補強)	1/3~1/2	1/6																																		
改築	-	1/2																																		
大規模修繕	-	1/3																																		

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
25年—21 (25.9.11)	地域振興	<p>鳥取県私立学校審議会 のあり方について</p> <p>一般社団法人鳥取県 私立学校協会 会長 永島正道</p> <p>専修各種学校部会 部会長 吉野恭治</p>	<p>1 私学審議会の権限の明確化と強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校審議会は、私立学校法第9条の規定に基づき都道府県に設置することとされている。 ・私立学校の設置については、知事の認可が必要とされ(学校教育法)、知事が認可するに当たっては、私立学校審議会の意見を聞くこととされている(私立学校法)。 ・学校を設置しようとする者は文科大臣の定める設置基準に従う必要があり、設置認可に当たっては、申請内容が設置基準（授業時間数、教員数、校地・校舎の面積など）を満たしているか審査することとなる。 ・私学審議会は私立学校の重要事項について知事に建議（附属機関が自発的に意見を述べること）することができることとされている。 <p>2 知事認可権限の明確化と強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置基準の内容は上述のとおりであり、学校の新設、学科の開設、定員の決定等について県内私学の適正配置の観点から制限を加える事項は定められていない。 <p>3 審査基準の明確化と認可申請の時期、生徒募集開始時期等の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可申請の審査基準については、学校教育法等に定める設置基準に基づく県の審査基準を作成し公表している。 ・認可までの事務スケジュールについては、学校設置認可案件が少ないこともあり、これまで画一的に方針を作成して明文化することまではしておらず、案件の都度基本的な考え方を事務指導している。 <p>4 私学審議会委員の専門性の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、私立学校法の規定により、委員の3/4以上を私立学校関係者で占めることとされていた。（本県では10名中8名が私立学校関係者） ・平成17年の私立学校法の改正により、多様な意見を反映させるため委員の選出区分が撤廃され、本県でも、大学教授等の学識経験者、文化芸術関係者、図書館関係者など、様々な分野の委員を選任している。（本県では12名中3名が私立学校関係者） ・これまで、委員に対してまとまった形での研修は行っていないが、案件審議の都度、あるいは現在検討中の私学振興のあり方に関する提言の検討に際して、私学の歴史・現状を説明したり、学校現場のご意見を伺うなど実情を理解していただくように努めている。 <p>※大阪滋慶学園の鳥取市医療看護専門学校設置計画については、現在、私立学校設置認可申請に向けて県と事前の事務相談中。</p>